

短期大学基準協会の現状と課題

(質保証のための取組と制度面での課題)

平成29年8月9日(木)

於:文部科学省



一般財団法人 短期大学基準協会
Japan Association for College Accreditation

短期大学基準協会

私立短期大学の総数326校の96.6%の315校が日本私立短期大学協会の会員校であり、そのうち299校(短期大学総数343校の87.1%)が本協会のグローバル・スタンダードに則った認証評価を受けて適格の判定により教育の質保証と国際通用性を図っている。

短期大学基準協会の国際通用性

本協会が国際連携協定を締結したACCJC(2年制高等教育機関認定委員会)は、この6地区の一つであるWASC(米国西地区学校・大学基準協会)の傘下にあるコミュニティ・カレッジとジュニア・カレッジを認定する団体である。また、アメリカでは、アクレディテーション団体は、CHEA(アメリカの高等教育認定協議会)の認定を受けており、CHEA自身も、CIQG(内部組織の国際的質保証グループ)によって、世界中の認定機関や品質保証組織と連携し米国の高等教育の国際通用性を維持している。したがって、本協会の認証評価はグローバル・スタンダードに則るものである。

学生の学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するものである。

三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができるのである。

従って、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見つけた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができるのである。

国際通用性を確保した自己点検・評価

本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるよう自己点検評価のための短期大学評価基準を、アメリカのACCJCの基準、「Standard I : Mission, Academic Quality and Institutional Effectiveness, and Integrity(基準 I : 使命、教育研究の質と機関の有効性及び適格性)」、「Standard II : Student Learning Programs and Support Services(基準 II : 学生の学習プログラムと支援サービス)」、「Standard III : Resources(基準 III : 資源)」、「Standard IV : Leadership and Governance(基準 IV : リーダーシップとガバナンス)」をベースに、本協会の基準、「基準 I 建学の精神と教育の効果」、「基準 II 教育課程と学生支援」、「基準 III 教育資源と財的資源」、「基準 IV リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。

短期大学が本協会にて認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。

認証評価による教育の質保証の充実

平成28年度は、64校の短期大学を評価した。64校の全てが自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて改善に努めており、4基準を満たしていることから適格と認定したが、そのうち3校は「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」の財的資源のテーマについて、問題が認められたため、3年後に改善状況の報告を求め、その時点で改めて判断を行うという結果になった。

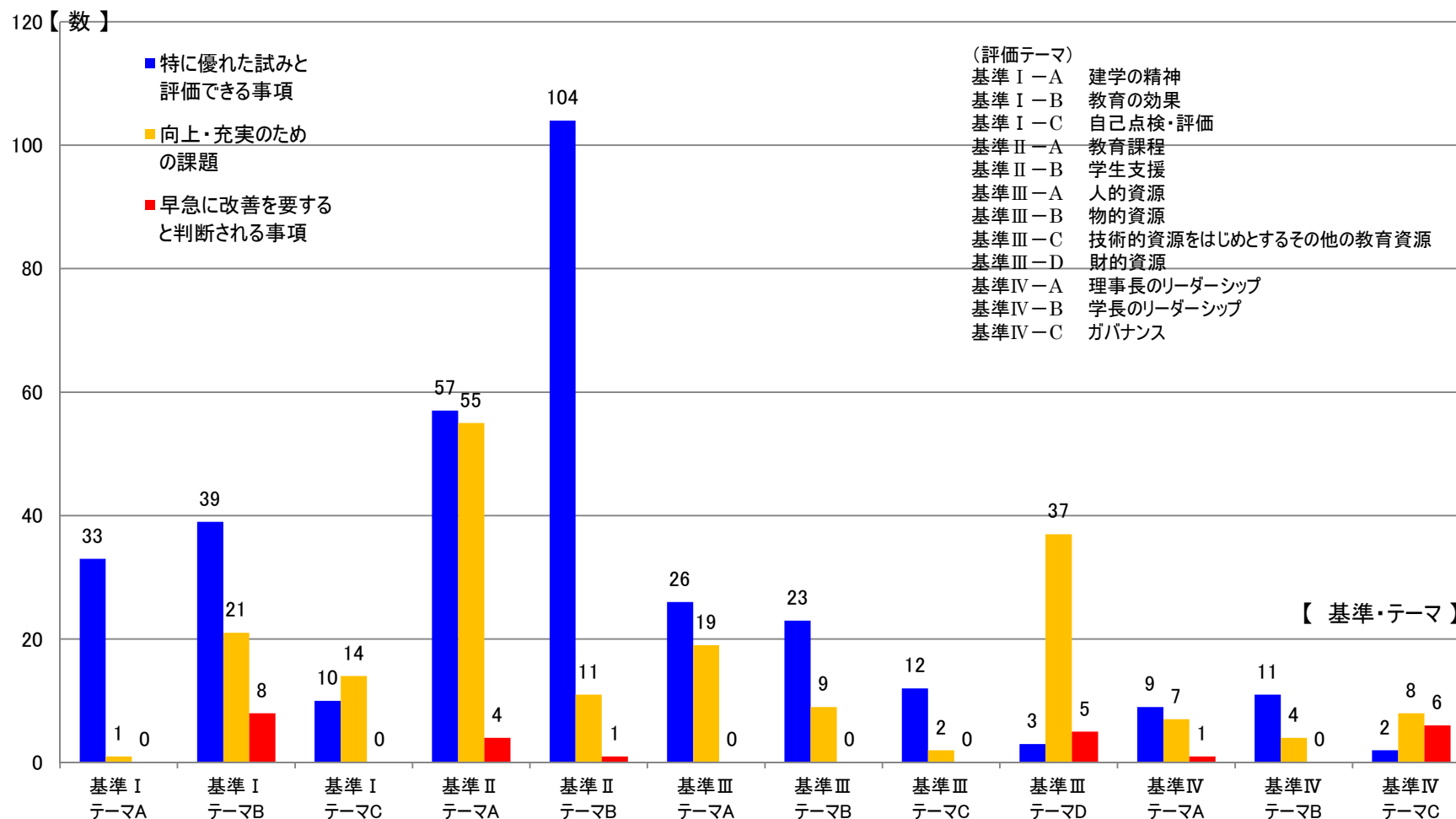
過去5年間の評価を行った短期大学数と判定等

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
短期大学数	33	42	57	47	64
適格	31	41	56	44	61
条件付き適格	2		1	3	3
保留		1			
評価員数	143	195	241	201	263

(注)平成17年度～平成23年度の再評価を行った短期大学数を除く

本協会の評価では、評価の結果に対して「三つの意見」(「(1)特に優れた試みと評価できる事項」、「(2)向上・充実のための課題」、「(3)早急に改善を要すると判断される事項」)が示される場合もある。「(1)特に優れた試みと評価できる事項」は非常に成果があがっていると判断される事項がある場合に、「(2)向上・充実のための課題」は改善が不十分と判断される場合に、さらに「(3)早急に改善を要すると判断される事項」は法令違反がある又は前回の指摘が改善されていない場合などについて示される。

平成28年度の評価(テーマ別に見た 三つの意見による指摘事項)



平成28年度の評価では、「(1)特に優れた試みと評価できる事項」が329件あった。その内訳は、

- 「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」が82件、
- 「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が161件、
- 「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」が64件、
- 「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」が22件であった。

特に「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」が161件についてみると、アドバイザー制度、チューター制度などを採り入れた学習支援、奨学金制度などの経済的支援、きめ細かな生活支援、就職支援、障がいのある学生への支援など「学生支援」が104件で、全体の32%と圧倒的に多くなっており、短期大学が学生に対して様々な支援を行っていることが分かる。

次に「(2)向上・充実のための課題」が188件あった。その内訳は、基準Ⅰが36件、基準Ⅱが66件、基準Ⅲが67件、基準Ⅳが19件であった。シラバスの記述内容の改善・充実や出席を成績評価に加えていることの改善を求めた基準Ⅱの「教育課程」と事業活動収支の改善等を求めた基準Ⅲの「財的資源」に関するものが多く見受けられた。

そして「(3)早急に改善を要すると判断される事項」は25件あった。うち年度内の改善を求めたものは22件ですべて年度内に改善された。

以下は、本協会が教育の質保証で重要な事項として昨年度に引き続き指摘したものである。

「基準Ⅰ-B 教育の効果」

学科又は専攻課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めていないもの(8件)

「基準Ⅱ-A 教育課程」

1単位当たり15時間の授業が確保されていないもの(3件)
学則に定期試験が定められているにもかかわらず、学年暦には定期試験期間が設けられていないもの(1件)

「基準Ⅱ-B 学生支援」

学生募集要項に入試方法の区分ごとの募集人員が明記されていないもの(1件)

「基準Ⅲ-D 財的資源」

事業活動支出に占める教育研究経費の割合（教育研究経費比率）が著しく低いもの（2件 本件は、前回の認証評価において、「向上・充実のための課題」で指摘された事項が今回の評価までに改善されていなかったもの）

「基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ」

理事及び評議員が寄附行為に規定する人数を満たしていないもの（1件）

「基準Ⅳ-C ガバナンス」

監事が出席していない理事会、評議員会が開催されているもの（5件）

評議員が寄附行為に規定する人数を満たしていないもの（1件）

また、「基準Ⅲ-D財的資源」に課題があるもの（3校）については、直ちに改善することは困難なことから3年後の平成31年度に改善状況の報告を求め、改めて判断を行うこととした。

内部質保証ルーブリック

項目		Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1	建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。
		<input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。	<input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
2	学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。
		<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価・測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得について評価・測定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針 (三つの方針) を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。
		<input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか調査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか調査する仕組みがある。
		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4	自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の組織 (委員会等) において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。	<input type="checkbox"/> 理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。
		<input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。
判定 (三つの意見等に記載)		○ 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 ○ 「向上・充実のための課題」：一部の組織 (委員会等) において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 「各基準の評価結果」：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。	○ 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目 4 の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。	同左

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実践できることを期待される内容を表現したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的に、一定の範囲内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものである (中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて (平成 20 年)」より)。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、福岡大学のアカウンタビリティが高まる。

課題

完成年度を迎えた大学は、学校教育法109条に規定する認証評価を7年毎に受けることになる。事前規制及び文科省のACには、強い指導力があるが、認証評価は、大学の自己点検・評価の内容について、文部科学大臣が認証した機関（認証評価機関（大学団体等によって設立））が、各種関係法令を基にした評価基準により評価判定を行うものであり、本協会が行う認証評価に係る目的及び基本方針は、教育の質保証と短期大学の主体的な改革・改善を支援することである。教育の質保証とその判定において「充実・向上を促す事項」や「早急に改善を要する事項」などが生じた場合、機関として「適格」または「不適格」という総合的な判定を行うために改善を求めるが、文部科学省のように指導力がないことが課題である。